

維持・管理



「河川愛護月間」における国場川河川清掃(那覇市)

◆道路ボランティア一覧表 R5年時点

番号	市町村名	団体名	人数(人)	路線名
1	南ぬ島町	津島山通り会	20	国道 597 号
2	八重瀬町	外間瀬里会	8	那場名瀬里
3	南城市	南城市農業組合連合会	20	国道 59 号線
4	南城市	大田原地区農業組合連合会	250	国道 59 号線
5	久米島町	久米島町農業組合連合会	15	久米島一郷線
6	八重瀬町	南城のまご会	12	那場 82 号線
7	那覇市	久米 1丁目自走会	32	久米大通り
8	那覇市	久米 1丁目通り会	13	那場 47 号線
9	那覇市	那城のまご会	10	那場 29 号線
10	那覇市	那城のまご会	10	那場 29 号線
11	那覇市	那城のまご会タクミン園事業	8	那場 29 号線
12	那覇市	タマゴ農業会	49	那場 137 号線
13	那城市	内田地区農業	25	那場 137 号線
14	那城市	「ひこ」社団・すき會	20	那場 137 号線
15	八重瀬町	農政会々会	10	那場 82 号線
16	那覇市	久米のまご会	12	那場 82 号線
17	那覇市	「まご」農業会	8	那場 131 号線
18	八重瀬町	新城のまご会	6	那場 131 号線
19	八重瀬町	新城のまご会	6	那場 131 号線
20	八重瀬町	新城のまご会	6	那場 131 号線
21	八重瀬町	新城のまご会	6	那場 131 号線
22	那覇市	那城のまご会	6	那場 131 号線
23	那覇市	那城のまご会	6	那場 131 号線
24	那覇市	那城のまご会	6	那場 131 号線
25	那覇市	かみさり会(移行管理課)	28	那場 42 号線
26	久米島町	大田原じまやま会	10	久米島空港直通線
27	久米島町	久米島くらしめぐみ会	12	久米島空港直通線
28	久米島町	久米島くらしめぐみ会	12	久米島空港直通線
29	久米島町	久米島くらしめぐみ会	12	久米島空港直通線
30	那覇市	那城のまご会	4	那場 131 号線
31	那覇市	つるぎ自走会	15	那場 26 号線
32	那覇市	つきしろ青年会	13	那場 95 号線
33	那覇市	つきしろ農業づくり推進團	11	沖縄のまご会直通
34	那覇市	つくしろ農業文化組	12	つくしろ農業文化組
35	那覇市	つくしろ農業文化組	12	つくしろ農業文化組
36	那覇市	つくしろ農業文化組	8	那場 95 号線
37	那覇市	つくしろ農業文化組	6	那場 95 号線
38	那覇市	つくしろ農業文化組	13	那場 95 号線
39	那覇市	つくしろ農業文化組	13	那場 95 号線
40	那覇市	農業機械化実習組	6	那場 95 号線
41	那覇市	農業機械化実習組	12	那場 11 号線
42	久米島町	久米島のまご会	9	久米島空港直通線
43	那覇市	エコリチャージャー「那城の風」	5	那場 95 号線 / 那城地区会員組
44	那覇市	一日農業鑑定会	7	那場 92 号線
45	那覇市	城北 VBC	33	那場 241 号線
46	那覇市	城北 VBC	175	那場 241 号線
47	那覇市	子育て農業クリニックの会	12	那場 111 号線
48	那覇市	とくにめクリーン	6	那場 11 号線
49	那覇市	那城大通り会	10	那場 28 号線
50	那覇市	虎頭会	7	那場 92 号線
51	八重瀬町	那城のまご会	12	那場 134 号線
52	那覇市	安里第一区自走会	12	那場 231 号線
53	那覇市	那城のまご会	13	那場 7 号線
54	那覇市	那城のまご会	13	那場 7 号線
55	久米島町	久米島のまご会	7	那場 95 号線
56	久米島町	久米島のまご会	9	那場 95 号線
57	久米島町	久米島のまご会	10	那場 99 号線
58	久米島町	久米島のまご会	10	那場 99 号線
59	久米島町	久米島のまご会	6	那場 99 号線
60	八重瀬町	那城大通り会	17	那場 77 号線
61	那覇市	大田原農業組合	7	那場 92 号線
62	那覇市	豊見城町立あかね会	11	那場 74 号線
63	南風原町	かみさり会	10	那場 52 号線
64	那覇市	那城のまご会農業組合豊見城支店	12	那場 52 号線
65	那覇市	廿日市自走会	1	那場 95 号線
66	那覇市	那城のまご会農業組合	14	那場 29 号線
67	那覇市	株式会社 国建	8	国道 59 号線
68	与那原町	金武農林株式会社	7	那場 77 号線
69	那覇市	豊見城保護育園	11	那場 241 号線
70	那覇市	那城のまご会コロナクリーン(※)	12	那場 134 号線
71	那覇市	那城のまご会川内会員会	10	那場 137 号線
72	那覇市	那城のまご会川内会員会	2	那場 12 号線
73	那覇市	那城のまご会川内会員会	8	那場 10 号線
74	那覇市	那城のまご会川内会員会	7	那場 10 号線
75	那覇市	那城のまご会川内会員会	7	那場 10 号線
76	那覇市	那城のまご会川内会員会	7	那場 10 号線
77	那覇市	那城のまご会川内会員会	7	那場 10 号線
78	那覇市	那城のまご会川内会員会	7	那場 10 号線
79	那覇市	那城のまご会川内会員会	7	那場 10 号線
80	那覇市	那城のまご会川内会員会	26	那場 10 号線
81	那覇市	那城のまご会川内会員会	11	那場 10 号線
82	那覇市	那城のまご会川内会員会	12	那場 10 号線
83	那覇市	那城のまご会川内会員会	5	那場 10 号線
84	久米島町	珠城のまご会農業組合	7	那場 92 号線
85	那覇市	グリーンタウン農人クラブみどり会	12	那場 77 号線
86	布施町	新嘉屋農業園芸組合	5	那場 82 号線 / 国道 59 号線

◆河川愛護会ボランティア一覧表 R5年時点

番号	市町村名	団体名	人数(人)	河川名
1	那覇市	ボランティア環境サークル風	9	那場川
2	八重瀬町	那城のまご会	5	高島川
3	南城市	農業組合連合会	15	那場川
4	佐渡島	西山のまご会	12	那場川
5	那覇市	那城のまご会きれいにする会	63	那場川
6	那覇市	中川のまご会	6	安里川
7	那覇市	那城のまご会	25	高島川
8	那覇市	那城のまご会	26	高島川
9	那覇市	那城のまご会	11	那場川
10	那覇市	那城のまご会	21	那場川
11	那覇市	大田原農業組合	82	那場川
12	那覇市	那城のまご会	10	那場川
13	那覇市	那城のまご会	7	那場川
14	那覇市	ECOのまご会ボランティア	13	那場川
15	那覇市	那城のまご会環境保全隊	19	那場川
16	那覇市	那城のまご会	10	那場川
17	那覇市	高島川	10	那場川
18	那覇市	高島川	6	高島川
19	那覇市	高島川	5	高島川
20	那覇市	那城のまご会	15	那場川
21	那覇市	かなづ河川愛護会	10	那場川
22	那覇市	安里川のまご会	6	安里川
23	那覇市	安里川アンダーマンテナメント	8	安里川
24	那覇市	安里川アンダーマンテナメント	5	安里川

番号	市町村名	団体名	人数(人)	河川名
25	糸満市	豊里百貨会(1組)	5	糸満川
26	糸満市	豊里百貨会(2組)	6	糸満川
27	糸満市	豊里百貨会(3組)	7	糸満川
28	糸満市	（社）沖縄県農業奨励会糸満支所	66	糸満川
29	糸満市	起手水耕栽培プロジェクト農業	5	糸満川
30	糸満市	起手水耕栽培プロジェクト農業川A	5	糸満川
31	糸満市	糸満フリーランチ	5	糸満川
32	糸満市	糸満フリーランチB	5	糸満川
33	糸満市	糸満フリーランチC	5	糸満川
34	糸満市	糸満フリーランチD	5	糸満川
35	糸満市	糸満フリーランチE	5	糸満川
36	糸満市	糸満フリーランチF	5	糸満川
37	糸満市	糸満市農業会青年部	5	糸満川
38	糸満市	糸満市農業会「花は咲く」	12	糸満川
39	糸満市	糸満農業会スニーカースケートボール部	16	糸満川
40	糸満市	糸満農業会スニーカースケートボール部	10	糸満川
41	糸満市	糸満農業会スニーカースケートボール部	4	糸満川
42	糸満市	糸満農業会スニーカースケートボール部	8	糸満川
43	糸満市	糸満農業会スニーカースケートボール部	5	糸満川
44	糸満市	糸満農業会スニーカースケートボール部	5	糸満川
45	糸満市	糸満農業会スニーカースケートボール部	5	糸満川
46	糸満市	糸満農業会スニーカースケートボール部	5	糸満川
47	糸満市	糸満農業会スニーカースケートボール部	5	糸満川

維持

道路の機能を確保するためには適切な維持修繕・管理が必要です。道路パトロールによる情報の収集や住民の要請への対応を速やかに行い道路の機能を常時、良好な状態に保つため、路面清掃、除草、植樹、舗装補修、排水施設の補修、交通安全施設の点検補修等の維持業務を行っています。



除草作業（県道11号線）



災害時の復旧対応（南風原知念線）

公共交通安全施設整備事業



歩道設置（那覇糸満線、糸満市座波）



横断指導線（那覇内環状線、さつき小学校前）

交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について実施している事業で、交差点改良、歩道設置、バス停上屋、横断歩道橋、道路標識、防護柵、道路照明等の整備を行っています。

交通安全施設修繕



補修前



補修後

(宇根仲泊線)

南部土木事務所管内における県管理道路（国道・県道）に関して、歩行者及び車両の安全を確保するため、経年変化により老朽化した防護柵、道路標識、照明灯、区画線などの更新・修繕を行っています。

■道路防災保全事業(災害防除)



落石状況



整備後

災害を未然に防止するため、法面保護や地すべり防止対策を行っています。

■道路防災保全事業(橋梁補修)

整備前



整備後



橋梁、ボックスカルバートの補修・補強や耐震対策を那覇糸満線等で行っています。

維持・管理

■無電柱化推進事業

整備前



整備後



緊急輸送道路等における防災性能の向上、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、観光振興、地域活性化の観点から、電線類を地中化するための電線共同溝の整備を那覇糸満線、東風平豊見城線等で行っています。

沖縄フラワークリエイション事業



沖縄らしい風景まちづくりの観点から、花木等を設置し、重点管理を行うことで観光地沖縄県をアピールする事業。
国道330号、県道231号線等南部管内の11路線行っています。

平成28年度よりボランティア団体の受付が変わりました。

南部地区の窓口&問合せ先

南部地区
支援センター

沖縄みどり会館内
南風原町字新川135

(公社)沖縄県緑化推進委員会
TEL:098-987-1644

道路ボランティアの活動

緑豊かな景観形成を図るために、道づくりの一環として沖縄独特の風土と文化に調和した植栽等の道路緑化を積極的に推進し、道路の除草や散水等の活動を行っているボランティア団体に対する助成制度を行っており、現在南部管内では172団体2,113名が参加しています。



那覇糸溝線



南風原知念線

河川愛護会ボランティアの活動

南部管内の2級河川は14河川あり、除草や清掃等の活動を47団体647名のボランティアが行っています。
(ボランティア団体に対する助成制度があります)



国場川



国場川

管 理

県管理の一般国道、県道、河川・海岸、港湾区域、国土交通省所管の法定公用財産の管理業務を行っています。

道路については、道路占用許可、道路の承認工事、特殊車両通行許可等を取り扱っています。

河川、海岸、港湾区域等については、占用許可、その他砂利採取認可の進達業務を行っています。

土木公用財産については、境界確認業務を行っています。

◆許認可業務の実績（令和5年度）

業 務 名	件 数
道路占用許可申請書（道路法 32,35条）	497
道路の承認工事（道路法 24条）	160
特殊車両通行許可・協議申請（道路法47条）	493
土地境界確認業務（道路等県管理財産）	133
地滑り防止区域内行為許可申請 (地すべり等防止法18条)	2
急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請 (急傾斜地災害防止法 7条)	3
公用財産使用許可申請（国有財産法 18条）	12
河川占用許可申請（河川法 24条）	105
屋外広告物許可申請（県屋外広告物条例 6条）	111
水域占用許可申請（港湾法 37条）	11
港湾施設使用許可申請（県港湾管理条例 7条）	56
道路の原因者工事（道路法 22,58条）	70
海岸保全区域等の占用許可申請 (海岸法7条、37条の4)	10
計	1,663

◆許認可業務

道路占用申請

道路にはみ出して看板や日よけを設置したり、道路に管路やケーブル等の施設を設置して、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。この「道路の占用」には地上だけでなく、道路敷地の地下や上空に施設を設ける場合にも該当します。道路を占用するためには道路管理者の許可が必要です。

道路の承認工事

道路管理者以外の者が、道路からの進入・乗入口の設置等、道路に関する工事を行う場合には、道路管理者の承認を受ける必要があります。工事の承認を受けるためには、道路工事施行承認申請書を提出してください。

なお、工事に対する費用はすべて申請者において負担していただくことになります。

特殊車両通行許可

道路の構造はある一定の規格の車両が安全・円滑に通行することができるよう設計されており、この規格を超える車両の通行は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため通行させてはならないこととなっています。（道路法第47条第2項）

しかし、実際の社会・経済活動上やむを得ずこの規格を超える必要がある場合について、道路管理者が、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するために必要な条件を付して、規格を超える車両の通行を許可することができるとしています。

河川占用

河川は、災害の発生が防止され、公共の安全が守られるよう適正に管理する必要があるので、河川区域内での工作物の設置、掘削又は盛土、流水利用、砂利等の河川産物採取等については河川管理者の許可が必要です。

屋外広告物許可

沖縄県では、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして沖縄県屋外広告物条例を定めております。この条例は、良好な美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するためのものです。

無秩序な広告物の掲出を防ぐため、広告物を出すときは一部の広告物を除き、許可が必要です。

なお、許可申請には手数料が必要です。

港湾施設使用許可

港湾施設を使用する際は、知事の許可を受けなければなりません（沖縄県港湾管理条例第7条第1項）。港湾施設には、泊地及び船だまりといった水域施設や岸壁や桟橋、物揚場といった係留施設のほか、港湾施設用地なども含まれます。

急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・砂防指定区域の管理

指定区域での水の放流等、切土、盛土等急傾斜地の崩壊を助長誘発する行為を行う場合には、許可が必要になります。

海岸保全区域及び一般公共海岸区域

海岸保全区域および一般公共海岸区域での土砂採取、同区域内への施設の設置ならびに土地の掘削・盛土・切土をする場合は海岸管理者の許可が必要になります。

◆自転車駐輪場の管理

沖縄県と那覇市では、道路交通の円滑化及び良好な生活環境の確保に資するため、モノレールへの乗り継ぎ利用者のために自転車駐輪場を設置し管理を行っています。

沖縄県管理駐輪場

首里駅・儀保駅・古島駅（県管理部分）・安里駅・奥武山公園駅・小禄駅・赤嶺駅

那覇市管理駐輪場

古島駅（市管理部分）・おもろまち駅・牧志駅・美栄橋駅・県庁前駅・旭橋駅・壺川駅



■水道、下水道等の占用状況



道路法第32条による水道管等の埋設工事
主な占用物件
◆電柱、電線 ◆工事現場における足場
◆水道管等の地下埋設物

■車両乗入口の設置状況



道路法第24条による車両乗入口の設置
主な内容
◆道路から民地への乗り入れ工事

■違法広告物の撤去状況



道路法及び景観条例に基づき不法占用物や掲示物の撤去作業を実施しています。

■危険箇所の周知



自主避難の判断や市町村の行う警戒避難体制の確立に役立てていただくことを目的として、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所を周知しています。

■境界立会



南部土木事務所で管理している道路や河川、港湾区域等の土地に対して官民境界の確認立ち会いを行っています。